

農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和3年7月14日（水）午前9時30分～午前11時35分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（16人）

会長 堀田 長久

1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子
17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志

4. 欠席委員（3人）

2 番 長谷 康郎 3 番 鈴木 秀 12 番 平子 伸

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 水谷

6. 議事日程

開会

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第5号議案	買受適格証明願について（農地法第3条）
	第6号議案	農用地利用集積計画について

第 7 号議案 農用地利用集積計画取消の承認について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（三重地方税管理
回収機構）

報告事項 8 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 9 号 時効取得による移転について

報告事項 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 13 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長にお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第13回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第9番加藤三久様、議席番号第10番小林伸康様にお願い申し上げます。

大石委員

議事進行の前に一言だけお願いしときたいことがあります。よろしいでしょうか。今も議事録署名者を2名推薦され、私どもも順番に当たるんですけど、議事録というのは、民主主義の骨幹であると思いますので、自分らが言ったことが議事録にきちっと反映されとるかというのを私ども分かりません。議事録回覧されとるわけやないから。今回の議事録は次の委員会の時に回覧なり、皆に配布していただいて、回収せなあかんのであれば、回収してもらっても構いませんから、皆にもう少し見える化をしていただきたいなと思っております。一部、私の聞くところによりますと、きちっと議事録署名者でチェックしとる人によると、修正せなあかんような議事録になっておるということも聞いておりますし、昨今、中央政府のなかでも議事録の改ざんとか都合の悪いところは消してしまうとか、そういうことが多々報道されております。私どもは委員会だから署名をしないから認めないという話ではありませんから、是非オープンに議事のなかでの議事録の回覧をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（堀田会長）

議事録といいますのは、議事の内容を後世に残すということと、本当に審議された内容とやり取りが、如実に表れているものだと思います。それで農業委員会も含めましてそうなんです。皆に配るとか回覧するということにつきましては、いろんな会議の機密上の問題もございますし、私の考えといたしましては、この議事録を確認したいということであれば、事務局のほうへ、申し出て確認をしていただくという方法でいきたいと思うんですが。

大石委員

何か都合が悪いことがあるんですか、回覧するのに。

議長（堀田会長）

別に回覧するのに都合の悪いことはございません。

大石委員

じゃあ持ち帰ると言わずに、例えば13回のやつは、14回の時に回覧していただいたらいいんじゃないですか。

議長（堀田会長）

この場で回覧ということですか。

大石委員

それで結構だと思います。

議長（堀田会長）

外部に持って出るといえることはいささか弊害があると思いますので、そういうことであれば、総会中に回覧していただくということで、皆さんが同意していただければそれで結構かと思います。

大石委員

別に総会中の回覧に誰も問題ないと思いますが、いかがですか。

議長（堀田会長）

議事録はここで決めたことで、出席した人が内容自体を共有するのは当然でございますので、別に回覧することにはなんらいささか問題はないと思います。

次回からそうさせていただきます。

それでは議事に入ってよろしいでしょうか。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の31番は、譲受人は、利用農地12,597.49㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,989㎡ですが、譲渡人と譲受人の間に以前から貸借されている土地を所有権移転するもので、合計面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年、3年が各1名です。通作時間は車で約2分です。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、3の37番は、譲受人は、利用農地5,607㎡を耕作されています。今回の申請地面積は776㎡で、併せて6,383㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、花木、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、動力噴霧機を3台、耕うん機を2台、トラクター、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴70年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴29年が1名です。通作距離は約900mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、12の29番は、譲受人は、利用農地9,423㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,345㎡で、併せて10,768㎡となり、耕作放棄地等はありません。

取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴55年です。通作距離は約400mです。必要な農作業について、年間約80日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、15の30番は、譲受人は、利用農地3,320㎡を耕作されています。今回の申請地面積は362㎡ですが、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権で1,701㎡申請されており、併せて5,383㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を4台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴39年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18の32番、18の33番は譲受人が同一の為、併せて説明いたします。譲受人は、利用農地6,134㎡を耕作されています。今回の申請地面積は32番が142㎡、33番が125㎡で、併せて6,401㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の28番は、譲受人は、利用農地5,392㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,897㎡で、併せて7,289㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を5台、ユンボを3台、耕うん機を2台、トラクター、動力噴霧機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴29年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴24年が1名です。通作距離は約700mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の35番は、譲受人は、現在利用農地はありませんが、令和元年10月まで耕作していた経歴がありますので、新規就農者には該当しません。今回の申請

地面積は 10,302 m²で、耕作放棄地等はありません。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、草刈り機を 1 台、トラクター、耕うん機を各 1 台それぞれ所有とリースで導入予定で、農用自動車を 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 1 名です。通作時間は徒歩で 2 分です。必要な農作業について、年間約 100 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21 の 36 番は、譲受人は、利用農地 867 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 6,293 m²で、併せて 7,160 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、コンバインを各 1 台リースで、耕うん機を 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 30 年、5 年が各 1 名です。通作時間は車で約 16 分です。必要な農作業について、年間約 75 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 9 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

21-35 ですが、この方は新規就農者ではないとお聞きしたんですけれど、過去に農業していたということですか。こういう場合はどこまで遡るんですか。例えば 1 年前まではしとったとか、3 年前まではしとったとか。どこまで遡って新規就農者ではないという判断をするんですか。

事務局

別段何年という基準は設けてはいないんですが、客観的にみて今までされていた経緯を総合的にみて判断して、例えば 5 年以上もしていないといったことになると、考えものかなと思われるんですけれど、令和に入るまではされておたと聞き取れましたので、今回新規就農者には該当しないという判断をしております。

辻委員

過去申請があがる前何年という、就農の実績の規定はなくて、令和に入るまで、平成の時代はやっていたという判断になるわけですか。

事務局

申請時にもその旨は確認させていただきまして、「それまでされていたということ
でよろしいですね」と確認させていただいております。

辻委員

農家台帳を見ても判断できますか。

事務局

令和元年の期日までご自身がされていたことは、台帳、耕作証明で判断することが
可能です。

辻委員

はい。わかりました。

議長（堀田会長）

よろしいでしょうか。他に別段無いようでございますので、第1号議案は、承認と
いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、
事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、15の3番は、使用借人は、利用農地3,320㎡を耕作されています。今回の申
請地面積は1701㎡ですが、先ほどご審議いただきました第1号議案、農地法第3条
の規定による許可申請の所有権で362㎡申請されており、併せて5,383㎡となり、耕
作放棄地等はありません。通作時間は車で約3分です。その他の内容につきましても、
先程ご審議いただきました内容と相違ありません。

続きまして、22の4番については、借人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。
今回の申請地面積は198㎡で、耕作放棄地等はありません。借人は、障害福祉サ
ービス事業所を経営する特定非営利活動法人であり、農作業を通じて利用者の社会参
加、屋外療育の一環として申請されました。農地法等において、学校法人、医療法人、
社会福祉法人、その他営利を目的としない法人が、その業務の運営に必要な施設の用
に供するため農地を取得することは不許可の例外となり、下限面積要件等が不要とな
ります。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、
農用自動車を各1台所有されています。通作距離は約10mです。また、地域の農地利
用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周
辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由
書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを
確認いただいております。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題の
ないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

まず、1の21番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,150mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の39番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約920mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設排水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の42番は、隣接太陽光発電事業のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約1,090mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は第三者からの融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の43番は、隣接太陽光発電事業のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約1,040mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は第三者からの融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の36番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、一ノ宮地区市民センター

から北西へ約 1,540mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 37 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約 550 mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 38 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、磯山駅から北西へ約 650mに位置し、駅を中心とする半径 1k mまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 40 番は、太陽光パネル用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約 910mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 41 番は、太陽光パネル用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南へ約 960mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18 の 35 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから東へ約 430mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500 m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 22 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,190mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の26番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南東へ約1,370mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は第三者からの融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。また、現地の一部について、既に土砂で埋め立てられている部分があり、転用許可前の工事着手と考えられますので、始末書を提出していただいております。雨水は鈴鹿市開発指導要綱に基づき、敷地内で一時貯留し、下流水路の能力に応じた排水を行います。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業の為、7月9日に現地確認を実施しております。また、現地確認の際に現況が傾斜地のため通行に疑義が生じた隣接山林の進入路について、通路部分は緩やかな傾斜へと整地して申請地に擦り付け、そのほかの斜面は転圧を行い、周辺へ被害を及ぼさないことが明記された書類が添付されており、隣接山林の進入路については特に問題のないものと判断しています。

続きまして、23の28番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,720mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の29番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,730mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の30番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,750mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地

全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 31 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 1,800m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 32 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 1,850m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 33 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 1,860m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 34 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから西へ約 1,020m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 19 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

26 番の案件ですけど、既に埋め立てしてあったということで始末書を提出してもらったということですが、埋立計画書を出さずに、ガラとかで埋めた状態になっても始末書だけで済むんですか。原状回復命令とかそういうものは出さないんですか。埋めたら埋めたでしようがないので始末書だけ書いてもらうというような処理でい

いわけですか。これだったらほかの方も勝手に埋め立てて始末書だけで済んだというようなことで、ほかもどんどん出てくるような気もせんでもないんですが、この点はどうか。原状回復命令とか出さんのですか。

事務局

通常の動きとしまして、原状回復命令は行っていない状態です。今回は土地全体が埋め立てておられたということではなく、土地の一部に関しまして進入路の部分を整地した際に発生した砂利、土を一部申請地のほうに運んでしまっただけで埋めていたということでありまして、いわゆる建設残土ではないというところもありまして、今回始末書で対応というふうに考えております。

辻委員

埋め立てられた方は、その埋め立てについてはそういう届が必要だということを御存じじゃなかったということですか。

事務局

工事に関しましては、先にしてしまったことは確かにダメだったことですねと、農地法に関して不十分であったということで始末書を提出していただいております。

辻委員

あまり面積的にはたくさん無許可で埋められたということではないんですね。

事務局

具体的な数字までは分かりませんが、大きな範囲ということではなく、土地の一部に砂利をひいてしまっているということです。

大石委員

只今の質問に対して、事務局の答えは虚偽やと思うんです。そんな僅かしか埋め立てとらんじゃなくて、私も先般、立会いもしましたけど、広範囲に埋め立ててます。まして、今回隣接する隣地の、それこそ進入路として使おうという山林は高速に隣接しとるところで、非常に危険なところやと思う崖を、思い切って無許可で山林を伐採して、道路進入のためにブルドーザーで押したと思うんですが、その土砂は私がざっと見る範囲では 3000 m³くらいあるんじゃないかなと思います。それを僅かという表現をするというのは、ちょっと事務局としていかがなものかと思うし、私は先般も立ち会った時に言ったんですけども、これ本当に進入路あるのかと言ったら、進入路は隣接した山の崖のところを崩して進入路にする。ここは山だから農業委員会は口出しできやんと言うけども、私は下地に太陽光をやるために山から進入路を作るのであれば、一体開発やと思うんですよ。そのところへんについては、慎重にやってかないと、高速の斜面が崩れて高速が通行止めになったらどうなんのやという懸念もありますから。私はどんな始末書が出たというのも見せてもらってませんから、何とも言えませんが、一面識の始末書を出したから終わりという話しではないと思うんですが。事務局、真面目に答えてください。

事務局

森林の伐採の件ですけど、農林水産課に確認しましたところ、森林法の伐採届は出ているということで、きちんと手続きはとっていただいている箇所になります。先ほどの 3000 m²ほどということでしたけど、今回の転用敷地は実測で 6000 m²ということで、3000 m²になると半分近く埋め立てられているということになるかと思うんですけど、事務局としまして半分は埋まってなかったかなという認識でおります。

大石委員

事務局としてはどれくらいだと思うんですか。僅かですか。

議長（堀田会長）

ちょっと補足させていただきますと、こういうような無断で埋め立てたという事例はたくさんございます。無許可で埋め立ててそれから転用というようなパターンが全国的にも多くみられます。前に河野大臣が言われましたように、開発申請とか色んな申請が出てくるやつの 50%は前になんか傷のあるやつを是正する申請が多いのが現状だと。いわゆる現状復帰という大げさな面につきましては、現状やっていないと。ですから、始末書を出して、今後そういうことのないように、又は、今度新しい開発をする時には、そういう過ちがあったら許可しませんよというようなニュアンスの始末書だというふうに思いますし、先ほど大石さんが言われたように私も現状を見させてもらいました。山を削ってその下の田んぼへ行く道がないと、太陽光をするために山の法を削ってそこを通路として降りていくということでございまして、ちょうど名阪沿いだったと思いますが、赤道の問題も出てまいりまして、赤道で 2.何メートル確保できるという確認ができておりますし、それから、山から下りる田んぼの現場までのところにつきましては、斜度を緩めてもっと法足を引っ張ってするという作業を条件に、確認をさせていただくということで、県の諮問会議にもかけさせてもらった次第でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。今後、この工事等々につきましては、進捗状況につきましても農業委員会としても注視をしていきたいと考えておりますし、申請と違ったようなことがあれば是正してもらおうというようなことも、事務局のほうへお願いしたいと思います。

大石委員

このことについて議論をしても、結論を付けられるような話ではないと思うけれど、今会長言われたように、今後注視をしていくのであれば、そのことに関連して、私はこの農業委員会、許可すれば終わりというような農業委員会になっていると思うんですよ。今まで。ほとんどのやつが現地確認に後から行ったということは聞いておりませんし、私も行った覚えもありません。だから今会長が言われたような姿勢、今後の農業委員会の姿勢として、砂利の採取なんか許可さえ出せばいいというんじゃないくて、本当に定期的にまた抜き打ち的にも、現地を確認するとか、営農型の太陽光、一般の太陽光含めて、許可したやつなんかもちっと見に行く。特に営農型の太陽光なんて

いうのは、前回からずっと私も言い続けとるけど、ブルーベリー作るとか、お茶作るとか、タマリユウ作るとか、営農型太陽光するためにはそういう許可要件があるから、そこらへんを掻い潜らならんので、それをするというのは当たり前やし、一生懸命やろうとしてはいると思うんですよ。でもそういうやつなんかも、今後はやっぱり今言われたような姿勢で現地を確認すると。委員会は許可すれば終わりというんじゃないくて、委員会も事務局だけに分担するんじゃないくて、私どもも分担して現地を確認させてもらって、そういう農業委員会の方向性を少し進歩的に考えていくのがいいのところがうと思っておりますので、会長が今言われた注視するというのは、幅広く注視するという考え方をお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

議長（堀田会長）

偶然にも、余談になりますけども、一昨日の農業会議がありました。その時に太陽光を許可したと、他所の地区なんですけど。草刈れ草刈れと言ったら、やっと草刈った。看板に書いてあるところへ電話したら草刈ってくれたと。2回目草刈ってくれと言ったら、もう持ち主が違った。どこへ言ってもいいか分からんと、こういう話がありました。その時の県の回答としましては、先ほど大石委員が言われたように、許可したらうちのテリトリーとは違いますとの回答でしたので、これはおかしいやないかと、私も意見を言ったんですけども。やはり太陽光でも色んな形の人さがれます。なんかの事情で転売、転売でずうとってしまうという場合については、土地の管理というのは、農業委員は一生その土地と向き合っていないかんのに、売ったらしまいという県の態度はあかんというようなことで、そういうものもちゃんと管理していくことも付与して譲渡していてもらわなあかんということで言わせてもらったこととございますし、先ほどの件につきましても、これだけやなしに、太陽光たくさんあるけども問題があるというのが、許可した責任というものを含めて、後をフォローして注視していくと。この案件に限らずそういうような形のものは、やはり責任としてやっていかなければならないなと思っておりますし、そういう方向で進めていきたいと思えます。

大石委員

ぜひお願いします。今回は中小の太陽光の開発業者はやっぱり非常に不安定なところがあると思うんで、私どもも注視して見ていかなあかんと思うし、会長もよく分かっと思うけど、あのところは委員のメンバー皆見たらびっくりするような崖やと思うんですよ。だからそのへんも含めて、私どもは見たから分かるし、そういうこと言っと思んだから。大型の開発するところは、コンサル入れながら市や県のちゃんとした許可もらいながら、あかんだら、工事の知り合いの人が常に言われながらやりますけど、こういう中小の業者は非常に乱雑な解釈でやってくというのが多いから、注意してかなあかんと思うし、今回のところは非常に危ないところやと思うので、一言言わしていただいただけで、ひとつお願いします。

議長（堀田会長）

今回の第3号議案につきまして、御承認いただけますか。

豊田委員

西庄内の太陽光のところで、28から34で、会社の住所が同じで、代表者が同じで、一部代表者の違うところもありますけど、会社名が違って場所は一緒のところの太陽光なんですけど、これは、いくつかの会社で太陽光をやるということですか。でも代表者が一緒でも、会社の名前が違うんですけど。そこを私は今疑問に思いましたので。

事務局

会社は複数ありまして、法人格が違うので別の申請人としての扱いです。代表者が複数いらっしゃるというのは、会社さんのお考えですので、複数用意されている会社もあると。今回はその会社であったということです。

豊田委員

太陽光の発電の場所的には、だいたい住所が一緒のところなんですけど、これは共同で会社がやるということですか。

事務局

隣接しておる土地をその関係会社たちがそれぞれ太陽光パネルをそれぞれで実施するということです。一体的ということではありません。

豊田委員

会社の名前が違うけど、代表者が一緒でということなんですけど、それってすごく疑問なんです。それは会社のやり方ですか。

議長（堀田会長）

色々疑問があるんですわ。前回、井田川の例でもですね、太陽光2箇所やります。1つの田んぼは株式会社・・・の代表、もう一つの田んぼは奥さんがやられる。多分色んな法人の名義の登録の方法でこういうことがでてくるのかと思うんですが、それが実体というか。太陽光で電気を供給して事業やろかという形のものが本来なんですけど、こういうようなものを立ち上げて、ちょっと儲けたら転売したろかというような形の、いわゆる不動産投資的な要素が最近強くなってきてまして、国策で太陽光やると自然エネルギーやるという形で、のっとった形になっておることが事実なんです。財産分けよかというのがあるかもしれません。それでは許可できないよという理由がないのも農業委員会の苦しいところなんです。

上田委員

22番で小岐須の方が太陽光されてますけど、ここは入っていく道があるんでしょうか。太陽光を設置するためには、そこへ入っていく道路が必要なんですよね。そういうのは確かめてもらってあるのでしょうか。

事務局

こちらに関しまして、高速道路沿いなんですけれども、高架沿いに道があると、進

入路もあると図面のほうに記載がありまして、行政書士に現場があるか確認したところ、あるとの回答を得ております。

上田委員

太陽光パネル設置のところは全部あるということで、承認されてますのですか。確かに現地に行って確かめてもらってますか。

事務局

すべての土地に関しまして、事務局で見に行っておるということはないですけども、公図であつたり聞き取りによって、その侵入方法があるかどうかの確認は取ります。道がないということでしたら、別の土地を借りていただいたりとか、その借りるときに農地であつたら、一時転用をとっていただきますし、農地以外でしたら通行同意書を得ていただいております。

上田委員

たまたま隣接している畑で、パネルを設置されるのに、ちょうどちが隣だったので、自分ところの便宜上に道を作っているのですけど、それ以外に道はないと思うのです。作業するのに通らせてもらっていいのですかということとは聞かれたんですけど、後々私のところも借りてますので、もしうちがそこを作らなくなって便宜上の道を使えなくなったら、そこはどうするのかな。そこまで確かめてあるのかどうかというのが。見たところは道はありますよね。私のところが作った道ですから。今は貸してくださいといって通ってパネルを付けて、後はもしうちがその畑を作らなくなって、通れなくなったらどうするんだろうと思ってお聞きしたんですけど。

事務局

今回の申請に関しましては、中日本の土地の敷地を通る計画になっております。上田委員がおっしゃられているのは赤道のほうなのかなと。今回こちら側ではなくて、別の方の通路から入ると聞いております。図面もそのようになっています。

上田委員

全部の畑が全部道を付けて必ずそこを通るということを最後まで、パネルがもし悪くなった場合に、最終的にそこがパネルを辞めるとかなった場合に通れる道が本当にあるのかどうかというのを、確かめておいていただきたいのですけども。

議長（堀田会長）

小岐須の場合、どこでもそうなんですけど、この売電事業の申請が上がってきますと、通常の場合、地区に書類が下りてきて、ここで太陽光するのにどうやって通っていくのかというのは、地元としては知っていると思います。これやったらいいということでこちらへ上げてくる。道が確保されているという形で確認をしとるはずなんですけど。道が通れんから誰かに借りて道を作ったと、これから 20 年も運営していかなあかんの、借りっぱなしにしておく訳にいかないんで、道は確保しとるはずなんですけど。

大石委員

小岐須の案件なので、私の管轄なんですけど。確かに書面では上がってきました。地元が承認するのであれば私は特段いいだろうというようなことで、現地は確認しておりませんけども。今の話を聞くと、事務局は高速から入る道路があります。でも上田委員の意見は、そうじゃなくて進入路は私有地やというような感じのことを言われているのに、そこらへんの食い違い、本当に事務局が言うように高速の侵入路がきちっとその土地まで繋がっているのであれば問題ないと思うけど、本当にそこらへんも事務局として確認しとんのやろか。

議長（堀田会長）

事務局が確認するまでに、小岐須の地区で確認しとらへんの。

大石委員

現地で立会したときに、ここから入ると言われると、地区の会長さんもそんなに公図をきちっと見ながらやっとするわけではありませんから、わかったといった話になっていくんじゃないかなと思うんですけども。少なくとも許可を出す事務局としてはやっぱり、法的な根拠をベースに判断をしていく。やっぱり地区の役員、会長なんかはそこまでなかなか踏み込まん可能性もあると思うので、本当に事務局が答弁したように中日本のところから入るところがあるんですよというような話しやけど。本当にそうなのか、そこらへんはつきりしないとこの話しは解決しないと思うので。

豊田委員

今聞いていたら、大石さんは、事務局、事務局と言われますけど、私は聞いていて、やっぱりこれは地元の農業委員さんがもっとしっかりしていただいて、と思うんです。私らでも、地域の土地は皆に聞きます。あれはどうなの、これはどうなのと。地元からでも何人と出てますので。大石さんは、事務局、事務局と言いますけど、そこは持ち帰って、小岐須のほうの方に、「もっとあんたたち、しっかりしなさいよ」と、大石さんの口で言ってください。お願いします。

大石委員

豊田さん、立派なこと言っていただいてありがとうございます。私も責任を感じております。ただ私がいう事務局というのは、最終的には許認可の判断の書類上の整理を含めて、瑕疵がないかというのをチェックするのはやっぱり事務局だから、事務局と言っているだけで。まして事務局が高速から入っていくところがあるので問題ないというから、本当にそうであれば問題ないし、方やこちらの意見は私有地が横に入っていて道やないはずやと言われているのとアンマッチしとるので、私は事務局にしっかりしとれと言っただけで、何も別に事務局を徹底的に批判したろかとかそんな話はありませんので、そこらへんは豊田さん、ご理解いただきたいなと思っております。

近藤委員

もう一つお聞きしたいんですけど、許可申請というのは、ある程度道もでき、土地

も確保できて、ある程度出来上がってからの許可申請になるんですか。全く真っ白なところで、これから太陽光パネルを始めますよというあたりから申請をするのか、そのあたりをお聞きしたくて。

議長（堀田会長）

私の経験からいきますと、土地が荒れとったりすると太陽光で貸してくれへんか、売ってくれへんかと業者が来ます。百姓ようせんで貸すわ、売るわという話になるんですけど、どうしても隣の田んぼやとか気になるもので、農業委員さん、買いに来たけど売ってええやろか、貸してええやろかということで、これやったらいけるのと違うというような形のмондで、業者が申請を上げるんですわ。その時に事務局へ上がってきます。総会にかけるまでに地元へ書類全部揃ったやつを下ろすんですわ。一番重要なことは地元へ迷惑かけませんよということを見るわけなんですけど、道があっても子供が通るでちゃんとせえとか、そういう注文もつけるんですけども、多分事務局は細かいことは分からないと思います。何 10 件と上がってきますんで、1 人か 2 人で処理しているんですから。だから豊田さんが言われたように、地元の農業委員あたりがこれでいいのか、文句きやへんのかとうことを確かめて、注文を付けて事務局へ上げるんです。事務局へ上げると地元からこんな注文が付いてますけどこれでよろしいかと、守ってくれますかということを一筆とって、はじめて許可すると。こういうような段階です。ですから太陽光したいと言わんでもどっかから話がくるんですわ。多分太陽光のブローカーがおると思うんですけど。売ってくれと言ってきます。そこで周囲を気にする方もおれば、自分の田んぼやで売ってもいいやないかと言う方もおりますし、色々ですけど。最終的には地元で農業をする人たち、近隣に迷惑がかからないような形の誓約書だけは注文付けて渡すというのが、取ってるやり方です。

大石委員

そんなこと聞いとんのと違って、高速から入ってくるところを本当に担保されておるのか言ったから聞いとるだけで、それを明確に答えてくれればいいだけで。大丈夫です、高速から公道通って現場まで入っていく道がありますというのであれば。事務局、事務局と豊田さん言うけど、事務局が答えやなあかんわさ、事務局が言うとのやで。会長が言うのとことじゃなくて、端的にその一点だけやわさ。今回の問題は、どうなん。

事務局

航空写真、図面、聞き取りにおきまして、中日本の敷地を通るというところで、確認はしております。もしかしたら、お互いが思われている土地が異なっているかもしれませんので、差し支えなければ、後で、若しくは今からでも図面をご覧いただければと思います。

上田委員

すみません。私がこの場所を間違っていたかも分かりません。もう 1 か所やってみ

えて、今からやられる、多分工事を今やってみえるところだと思います。これはもう出来上がったことを審議するんですね。完全に出来上がってパネル設置して、後で審議してるってことですよね。今からですかこれは。

事務局

訂正させていただきます。通常申請が上がってくるときは、今からすることに対して許可をとっていただくと。許可後に工事着工になります。ただ、誤って一部してしまっていた場合には、始末書を付けていただく形で対応しております。今やっていることを認めるような話ではないということで訂正させていただきます。

議長（堀田会長）

許可前に事前着工はできないんです。許可が下りてから初めてかかるわけです。

上田委員

私はそう思ってたんですけども。

大石委員

今結論出やんのやったら、後でちゃんと、本当に高速から公道としてあるんやということなら何も問題ないし、私も担当として関わっとるので、しつこく言うのやけども。それならいいけども、そうじゃなければ問題があるなと思っております。問題あるなと他人ごとみたいなこと言ったらあかんのやけど、私も庄内のやつはかなり良く知っとるので見とるのやけど、鈴峰地区のは地元の者が一番よく知っとるので、大規模なら私も現地へ行って色々言わせてもらうけども、小規模の太陽光の案件については、あんたらがええと思うんならそれでよろしいわという話しでですね、書類の中では許可しとるので、責任は感じとるけど。

事務局

場所の確認だけさせていただいてもよろしいでしょうか。

（図面確認）

議長（堀田会長）

第3号議案にはたくさんご意見をいただきましてありがとうございます。意見も出尽くしたようでございますので、意見をこれからも慎重に検討していきながら、今後の案件等々についても進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

その他、第3号議案についてご意見、ご異議はございませんか。

無いようでございますので、第3号議案は承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。まず、5の22番は、近隣建設業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請

です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南西へ約1,270mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲はフェンスが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の20番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、鼓ヶ浦駅から北西へ約1,070mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の21番は、社会福祉施設の一部、駐車場及び運動広場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第1種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南へ約2,410mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 買受適格証明願について、事務局より説明いたします。
事務局

ただ今より、買受適格証明願の議案書をお配りいたします。公売の公平性のためにこちらの資料はお持ちいただけません。ご審議いただいた後にこちらの資料を回収いたしますので、ご協力お願いします。

飯田委員

今資料を配っていただいております。地区委員会でももう少し詳しい資料を全員で見させていただいたところですけど、まず第1番は、この所在地について一委員が、「飯田さん、何やろな。何も知らんし、聞かんし。持ち主からも何も聞いてないし。」競売ということですので、個人情報かな。担当の地区委員さんは何も知らないということです。担当されている地区委員の方も「え、この人が。鈴鹿市内なら別やけど、知らんな。土地を通して隣接しておるところだから、なんか耕作はもちろんされるのだろうけど、アパートを建てるのか工場にするのか。それも不安だし。まだそれをしてもらったらええけど、買われてからバイバイさよならになるんやないかと。」そういうことをおっしゃいまして、所在地の地区委員さんに、この持ち主の方がこういう案件が出てますよというのを事務局へ提出された同時くらいに、出していただけませんか。無理なんですか。決めるんですか。買受適格証明がでておる段階で、地区委員に競売ででておる情報を出す必要がないんだ。そういうことでしょうか。回答をお願いできますか。

議長（堀田会長）

買受適格証明の名前が出ておるけども、外にもっと近くおるかも分からんで出してくれんかということですか。どういう意味ですか。

飯田委員

この町の地区委員さんが、農業委員会のほうへ買受適格者証明願を出されたのと同時に、地区委員さんにも、こういう案件が出てますよというお知らせが届けてもらえやんのかどうですかという質問です。

議長（堀田会長）

それはちょっと無理だと思います。これは名古屋国税局、いわゆる税金の問題があったとか、会社更生法の問題があったとか、いわゆる公的な債務それによってどうしても処分しなければならない人、その人の対象物を買いますよという願いは別の段階で、どっかで掲示されると思います。私が買いますと出てきた人を審査すると、適格者ということを農業委員会で決めるということです。地元の人に回してどうのこうのというのは範疇がちがいます。これは国税の関係ですので無理だと思います。

小菅委員

適格者かどうかは、どうやって判断するのか。どこの馬の骨かわからんのをどうやって判断するのか。

事務局

買受適格者証明につきましては、3条の農地として譲り受ける案件であつたりとか、5条で転用して譲り受ける案件があります。そのなかで審議していただく内容というのは、普通の3条と中身は変わることはないです。あくまでも、同じ許可要件をご判断いただきます。この方であれば、仮に入札して落札決定通知を取得できますよね、

落札決定通知後、転用できるような見込みありますよねという判断をしますので、買受適格というあまり聞きなれない言葉でややこしいイメージになりますが、ご判断、審議いただく内容は、通常の3条と変わりはないと考えていただければと思います。

議長（堀田会長）

それでは、第5号議案の説明をさせていただきます。

事務局

第5号議案 買受適格証明願について説明致します。本件は、名古屋国税局の公売により、国分町1128番2、1128番5の土地に対して農地法第3条許可の買受適格証明願が提出されていますので農地法3条の規定による許可申請について説明を致します。

まず、9の1番、9の2番は譲受人が同一の為、併せて説明いたします。譲受人は、利用農地6,372㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1番が1,588㎡、2番が418㎡で、併せて8,378㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車、乾燥機、糞摺り機を各1台所有されています。許可要件の農作業従事要件の労働力及び技術につきましては、本人が経歴36年です。通作時間は車で約60分です。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、許可要件の地域との調和要件について、周辺地域への支障はありません。

続きまして、9の3番は、譲受人は、利用農地17,988.33㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,588㎡で、併せて19,576.33㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が2名、20年、5年、4年が各1名です。通作時間は車で約15分です。必要な農作業について、年間約65日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。なお、本件についてご承認いただきましたら、落札決定後、落札決定を証する書類の提出があり次第、農地法許可申請につきましては、改めて、ご承認いただくことなく、許可書を交付することとなっておりますので、ご了承をお願いします。また、本件につきましては公売による入札となりますので、申請件数及び入札者の個人情報等については、特に守秘義務を厳守していただきますよう、宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

伊勢市の方が鈴鹿市の土地をこういう形で願い出ておるのですが、例えば、四日市市とか隣接の市町村の方が競売で落札するのは分かるんですが、伊勢市というと北と南ともものすごく離れてますけど、これは地元の農業委員会では何も問題ないということですか。隣接市町村でないのに、地元の意見は出てないんですか。

議長（堀田会長）

通作距離の問題ですな。

辻委員

伊勢市から鈴鹿まで1時間で来れませんに。はっきり言って。松阪までバイパスが出来とんで4、50分で、1時間以上かかると思うのですが。隣接しない市町村の方がこういう形で落札されるのは、地元の農業委員会としては何も意見は出てないのですか。

事務局

地区委員会から意見書が出ております。この案件につきましては、農地法3条と同じく情報提供、書類はお渡ししているのですが、意見書のなかでは、所有権取得に対して買受者の情報がないといただいております。通常、通常の申請と同じく、住所、氏名、耕作面積等は書かせていただいております。距離に関する疑義はいただいております。

議長（堀田会長）

3条の場合は、1時間とか45分とか限定しとるけど、それは事務局としてはどう判断するのか。

事務局

農地法の3条許可を上げる際に、譲り受け人の通作距離、時間が何時間以内という取り決めはないはず。かといって北海道など遠方の方が鈴鹿に土地をとなるとさすがに、一般的に考えて疑義が生じると思います。ただ、鈴鹿市の今までの運用のやり方としましては、概ね1時間以内であれば、本人がやると言われておる以上、それを退けることはできないのかなと考えております。それ以上の距離でやりたいとなった場合は、1時間以上であるから一概に退けることはできないと思いますので、地区委員さんの方々との協議が必要になってくると考えております。

飯田委員

この地区の地区委員の方は、繰り返しになりますけど、非常に心配をしてみえるわけ。この物件が出た時にこの方が入札をして買う買わないそういうのと違って、たったこれだけの面積を伊勢の人が、後々どうなんのやろ。そのことが頭の隅に引っかかってしまって。地区委員会の会長も、名古屋の国税局であり、公売物件であり、

それに関する書類が完備しておれば、何も問題ないということであって、守秘義務があるし、そんなところで、地区委員さんも納得されたんやないかなというふうに思っておるところです。取り越し苦労かも知れませんが、私たちの役目というのは、総会の場合へ出席させていただいて、事務局のお話を聞かせていただいて、一生懸命咀嚼して、こうなんですよと話しさせてもらうことが、私の務めかなと。色々とお話聞かせていただきまして、ありがとうございました。以上です。

議長（堀田会長）

他に別段無いようでございますので、第5号議案は承認いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

1 ページ目1番は、国府地区で解除条件付き5,000円の金納です。

2 ページ目2番は、庄野地区で1筆で10,000円の金納です。

3 ページ目3番から4ページ目5番は、加佐登地区で使用貸借です。

5 ページ目6番は、牧田地区で使用貸借と米60kgの物納です。

6 ページ目7番から7ページ目21番は、石薬師地区です。7番は、解除条件付きの1筆で10,000円の金納です。8番から14番は、使用貸借です。15番は米30kgの物納です。16番から21番は、10,000円の金納です。

8 ページ目22番は、飯野地区で米30kgの物納です。

9 ページ目23番及び24番は、河曲地区で米60kgの物納です。

10 ページ目25番は、一ノ宮地区で米25kgの物納です。

11 ページ目26番及び27番は、若松地区です。26番は、使用貸借です。27番は、米50kg相当の金納です。

12 ページ目28番から13ページ目30番は、天名地区で農地中間管理機構を通じた使用貸借です。

14 ページ目31番は、合川地区で米25kgの物納です。

15 ページ目32番から27ページ目144番は、久間田地区です。32番及び33番は、使用貸借です。34番から144番は、10,000円の金納です。

28 ページ目145番及び146番は、深伊沢地区です。145番は、所有権の移転です。146番は、使用貸借です。

29 ページ目147番から149番は、鈴峰地区です。147番は、5,000円の金納です。148番は、1筆で30,000円の金納です。149番は、米30kg相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1

8条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は承認といたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画取消の承認について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画の取り消しについて、別紙の農用地利用集積計画取消の承認により説明いたします。

地区は久間田地区で、承認総会は令和3年1月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。取消理由は、利用権の設定を受けた者が耕作する予定にない土地に利用権を設定したことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第7号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

総会中、議事録の問題、太陽光の許可後のフォローの問題と色々と意見をいただきましてありがとうございました。これからは、そういうことをすべて実行に移すように努力していくような形で農業委員会を進めていきたいと考えておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

小林委員

最後に、5号議案の伊勢の方なんですけど、通作要件が、通作距離が1時間以内で、

30 k m以内という法律の条文で読んだことがあるんですけど、本当にあるかどうか確認しといてもらえませんか。3条の審査要綱という条文があったはずなんです。それに通作距離の規定が書いてあったと思うんですけど。

議長（堀田会長）

事務局で、次回までに調べさすことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

繰り返しますが、本日の議事は、すべて終了いたしました。